

平成 2 1 年

第 4 回市議会定例会 議案第 1 5 号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め，同条第 2 号中「督促手数料，」を削る。

第 1 3 条を次のように改める。

第13条 削除

第 3 4 条第 6 項中「本項」を「この項」に，「同項第 2 号」を「同項第 1 号」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は，平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 34 条第 6 項の改正規定は，農地法等の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 5 7 号）の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（督促手数料に関する経過措置）

第 2 条 平成 2 1 年度以前の会計年度に属する歳入に係る督促手数料の徴収については，なお従前の例による。

( 提案理由 )

督促手数料を廃止することとし、および土地改良法の一部改正に伴い  
規定を整備するため